

## 2 小規模特定事業施工時の義務

### 【全ての許可事業者が行うもの】

- ①土砂等の搬入の届出（11条） → 採取場所ごと、かつ5,000m<sup>3</sup>までごとに土砂等発生元証明書及び地質分析結果証明書等を添付
- ②土砂等管理台帳の作成及び土砂等の量の報告（12条） → 採取場所ごとに1日当たりの搬入・搬出量を記載する。6ヶ月（小規模一時堆積事業は3ヶ月）ごとに当該6ヶ月（3ヶ月）を経過した日から2週間以内（完了時はその届出時）
- ③水質調査等の実施及び結果報告（13条1項・3項） → 6ヶ月（小規模一時堆積事業は3ヶ月）ごとに当該6ヶ月（3ヶ月）を経過した日から2週間以内
- ④関係書類の縦覧（14条） → 市長に提出した書類の写し及び土砂等管理台帳の縦覧
- ⑤標識の掲示等（15条） → 事業の内容を記載した標識及び事業区域内外の境界を明らかにする表示
- ⑥搬入車両への表示（15条の2）

### 【必要に応じて行うもの】

- ①申請事項の変更許可申請・届出（10条）  
→ 氏名、住所、土砂等の量等の軽微な変更については届出
- ②廃止、休止（2ヶ月以上）の届出（17条2項）
- ③譲受けの許可（17条の2） → 譲受け許可を受けた者が許可事業者の地位を承継
- ③相続に基づく地位承継の届出（18条）  
→ 許可事業者の地位の承継があった日から遅滞なく

## 3 小規模特定事業の終了

